

| | |
|------------|---|
| 対象案件 | 地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定・一部改正について ・ 北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 |
| 意見募集期間 | 平成 24 年 11 月 1 日(木)から平成 24 年 11 月 30 日(金)まで |
| 担当部署(問合せ先) | 市民環境部 環境課 電話 011-372-3311 内線 826 |
| 意見提出件数 | 意見提出者数 0 人 |
| | 意見提出件数 0 件 |

| 提出のあった意見の概要 | 市の考え方 (案を修正したときは修正内容) |
|-----------------|---|
| 意見の提出はありませんでした。 | <p>ご意見はありませんでしたが、技術管理者の資格要件のうち、第 11 号の「市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者」を「市長が指定する講習を修了した者」に改め、より明確な表現にします。</p> <p><今後の予定></p> <p>平成 25 年 4 月 1 日施行に向け、平成 25 年 2 月 21 日(木)開会予定の平成 25 年第 1 回北広島市議会定例会に、条例改正案を提出します。</p> |